

後見制度支援預金について

佐原信用金庫

後見制度支援預金とは…

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

- *被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭は後見人自身が管理し、残額は「後見制度支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- *後見制度支援預金口座の入出金には、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。

成年後見において、後見人による不正（被後見人の預金使い込み）等が社会問題化しています。現在、一定額の財産を有する被後見人の財産保全について、家庭裁判所は後見制度支援信託の利用を薦めていますが、後見制度支援信託を利用する場合には以下の点に留意する必要があります。

- ・取扱い金融機関が限定的で、支店が居住地域の近くにない場合がある。
- ・最低信託金額が1,000万円以上のところが多く、数百万円の預金の保全が図れない。
- ・信託開始時に専門職後見人が選任されることや信託報酬などの手数料が発生する。

後見制度支援預金の特徴

- ① 全ての取引（入出金・解約等）に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ② 普通預金であり、いくらからでも預入することができます。また、無利息型もお選びいただけます。
- ③ 普通預金であり、口座管理手数料はかかりません。
- ④ 金利は、普通預金の店頭表示金利を適用いたします。なお、無利息型にお利息は付きません。
- ⑤ キャッシュカードは発行いたしません。
- ⑥ 後見人が口座を開設できます。
（裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。）
- ⑦ 現在は、「後見」の類型のみの取扱いとなります。

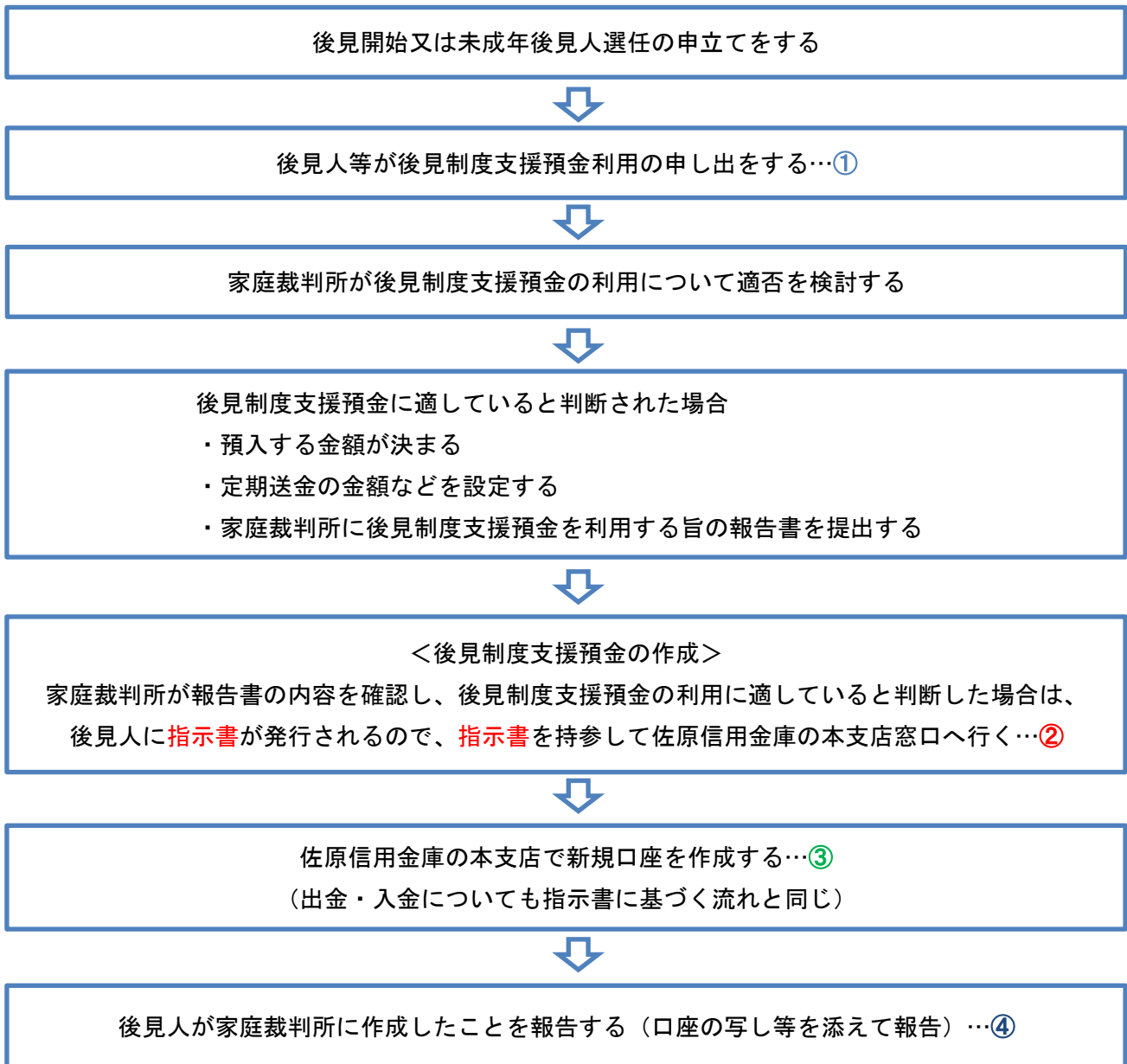
後見制度支援預金のメリット

- ・手間やコストをかけず、当金庫でのお取引をそのまま継続することができます。
- ・家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減が図れます。

※ 後見人が管理している他の口座への定期的な自動送金も可能です。
ただし、家庭裁判所の指示書が必要です。

※ 被後見人名義の他の預金と合算して1,000万円までの元金と利息が預金保険の対象となります。
なお、無利息型は全額保護されます。

《後見制度支援預金 手続きの流れ》



* 後見制度支援預金新規口座開設時に必要なもの

- 指示書, □ 後見人の身分証明書, □ 登録印鑑, □ 登記事項証明書 (原本),
- 口座開設申込書 (本支店にて記入), □ 預入金 (振込まれる場合は0円で作成できます)

<詳しくは、佐原信用金庫本支店窓口にお問い合わせください>